

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力体制の構築

資料5-1

—アジア・太平洋諸国の持続的成長のために—

背景

成長の果実を得ることのできない社会的弱者の存在

アジア諸国の成長の陰で、大きな貧富の格差と、それら格差による社会・政情不安の存在

失業、労働災害、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備

貧困対策及び中間所得者層を貧困に逆戻りさせないためのセーフティネット構築の遅れ

東アジア地域内の有効需要の喚起の必要性

社会的セーフティネットの整備による、アジア諸国における低所得者層の底上げと消費の拡大は、被援助国のみならず、我が国経済の持続的成長のためにも必要不可欠

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 「我々は、教育、職業訓練、適切な労働条件、医療保険及び社会的なセーフティネット支援の提供を通じて人々に投資し、貧困、差別及びあらゆる形態の社会的疎外と闘う責任を有する。」(G20ピッツバーグサミット首脳声明 2009.9)
- 「我々は、短期的な経済的保障を提供し、長期的な依存を排除する社会セーフティネットを設計する。」(シンガポールAPEC首脳会議宣言 2009.11)

社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築 (人間の安全保障・東アジア共同体構想)

失業時等の所得保障制度

- 失業保険、医療保険、労災保険、年金、生活保護等

労働市場への復帰を促す制度(積極的労働市場政策)

- 職業紹介、職業訓練、雇用維持・新規雇用促進のための助成金等

適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度

- 労働基準監督、労災防止、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等

労働者保護が確保された雇用の拡大

- 従来の産業育成政策の恩恵を得ることのできなかつた層に対する、起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等

実施体制

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム(仮称)

- 社会セーフティネット構築に十分な貢献をなしえるのはアジアでは我が国のみ。
- 我が国政府が主体となり、他の開発分野のODAと連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等を活用して実施
- ILO分担率の減少(16.6%→12.5%、約14億円減)を契機として(WHOも同様)、我が国の顔の見える、より効率的・効果的な援助の実施

ILOを活用した支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出の強化、信託基金の設立)

ASEAN事務局との協働による支援

- 事務局の能力向上と労使団体の育成・参画促進のための支援(信託基金)、ASEAN社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援

※本資料は「労働分野経済協力に係る政労使懇談会」における労使の意見を踏まえ作成したもの。

平成 23 年 10 月

労働分野の国際協力に係る当面の方針・取り組み

労働分野の国際協力については、当面、労使の御意見を踏まえ厚生労働省において作成した「社会セーフティネットの構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力体制の構築」の考え方をベースとして、ILO/日本マルチバイ事業、ILO 社会セーフティネット基金、ASEAN 社会セーフティネット基金、ASEAN 社会保障ハイレベル会合、国際労使ネットワーク等を活用した草の根支援事業を着実に推進する。

また、東日本大震災に対して日本政府が行ってきた雇用労働対策の経験を世界に発信し、共有することがアジア太平洋地域の発展のために有益であることから、雇用労働対策調査、国際会議の開催から成る事業を、ILO に基金を設置して 2 カ年で実施することとし、平成 24 年度概算要求の復興特別枠に計上しているところ。

なお、東日本大震災以降、大規模な自然災害に対応する雇用対策への関心が高まっていることから、第 15 回 ILO アジア太平洋地域会議の場をとらえ、「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」とする日本政府特別セッションを開催する。